

第 1 回受動喫煙防止対策のあり方に関する検討会での議論の概要

1. 受動喫煙防止対策の現状及びより一層の推進が求められる施設について

- 健康増進法に基づく公共の施設に限らず、屋外、家庭等における受動喫煙防止対策まで含めて検討すべきではないか。
- 特に受動喫煙による害を受けやすい妊婦や子どもの利用する施設等での受動喫煙防止対策をより一層推進すべきであり、学校、公園、遊園地、路上における受動喫煙対策の推進が重要ではないか。また、海外では、妊娠中の喫煙を法律で禁止している国もあり、胎児を喫煙による害から守ることについて優先的に取り組む必要があるのではないか。
- 公共性の高い学校、病院等については、より一層、受動喫煙防止対策を推進すべきではないか。例えば、禁煙キャンパスという言葉の実効性を強める必要があるのではないか。
- 中小の飲食店については、受動喫煙対策の取り組みが遅れているとの報告があるが、禁煙席を確保するためのスペースの問題や、常連の顧客が喫煙者の場合には、禁煙を徹底することが難しいなどの問題がある。
- 宴会場や客室を備える旅館、特に小さな旅館等では、利用者側に公共空間という意識が薄く、受動喫煙防止対策に関する理解が得にくい状況にある。
- 公共交通機関で既に対策がとられたところに対しても、より進んだ提案がされるべきではないか。

2. 受動喫煙防止対策を推進するための方策について

- 普及啓発について
 - ・喫煙者に受動喫煙による害について正しい情報提供を行い、喫煙者が受動喫煙による被害を与えているとの認識を持つことが重要。
 - ・受動喫煙をなくすためには、喫煙者が禁煙するために必要な正しい情報をより身近なものにしていく必要がある。
 - ・小さな店やタクシー等が公共空間であるとの認識を深めていく必要がある。
 - ・セクシャルハラスメント(セクハラ)という言葉のように、スモークハラスメント(スモハラ)という言葉が普及していくべきではないか。
- 従業員の健康被害について
 - ・顧客の喫煙による従業員の受動喫煙の観点からの対策も必要ではないか。
 - ・職場の喫煙率が高い場合、休憩室等で受動喫煙にさらされることがあり、職場という観点で対策が必要ではないか。
- その他
 - ・店主も従業員もリスクを承知で合意の上なら、喫煙者専用の居酒屋や小さな飲食店があってもよいという意見もあるかもしれない。

3. 各種データの取得について

- 住空間の変化に対応した受動喫煙による曝露状況を調査する必要があるのではないか。
- 受動喫煙によるたばこ煙への曝露をより正確に評価するための研究をさらに推進する必要があるのではないか。
- 飲食店では、禁煙にすることによる経営への影響が懸念されており、飲食店等に受動喫煙防止対策の推進を求めるのであれば、経営に与える影響について情報が必要ではないか。

4. これからの方向性について

- 将来的な受動喫煙防止対策のあるべき姿を描き出した上で、そこへの道筋として現状において、実施すべき事項を検討することが重要ではないか。
- 受動喫煙防止対策を推進する上では、文化と風潮を作り出すことが重要ではないか。